

広島県訓令第七号

本 庁
地 方
機 関

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

湯 崎 英 彦

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令

広島県文書等管理規程（平成十三年広島県訓令第五号）の一部を次のように改正する。
第二十六条第一項中「課及び地方機関ごとに」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。